

# 出雲市水道事業及び下水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済 収納代行業務公募型プロポーザル方式実施要領

この要領は、市民等の利便性向上を図るため、出雲市水道事業及び下水道事業（以下「本事業」という。）において水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）のコンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により広く企画提案を募集し、最適な事業者を選定するために必要な事項を定める。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

出雲市水道事業及び下水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務

### (2) 業務導入目的

コンビニエンスストア収納（以下「コンビニ収納」という。）及びスマートフォン決済収納（以下「スマホ決済収納」という。）の導入により、市民等の利便性向上を図る。

### (3) 業務内容

ア コンビニ収納及びスマホ決済収納代行業務開始までの準備業務

イ 上下水道料金のコンビニ収納及びスマホ決済収納代行業務

### (4) 業務の仕様等

別紙「出雲市水道事業及び下水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (5) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

ただし、実際の収納代行業務の開始は令和4年3月1日からとし、令和4年2月28日まで  
は当該業務の準備期間とする。

また、月額基本委託料の支払いは令和4年2月分（実際の収納代行業務の開始1月前）から  
とする。

## 2 見積上限額

### (1) 収納代行業務の実施に向けた導入準備経費

60,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

### (2) 月額基本委託料

10,000円/月（消費税及び地方消費税を含まない）

### (3) 確報データに基づく収納1件当たりの取扱手数料

60円/件（消費税及び地方消費税を含まない）

## 3 契約方法

プロポーザルによる随意契約とする。

根拠法令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 募集開始の日から契約までの間に、出雲市による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 市税等（出雲市税、出雲市の分担金、負担金、使用料及び手数料等）について、滞納がないこと。
- (5) 社会保険料の滞納がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 会社法に基づいて設立された法人であること。
- (9) 仕様書の「2. 収納代行業事業者の要件」を満たしていること。
- (10) 仕様書の内容を遂行できること。

## 5 業務開始までのスケジュール

No.	内 容	期 日
1	プロポーザル実施要領の公表	令和3年7月21日（水）
2	質問書提出期限	令和3年8月 3日（火）
3	参加申込書提出期限	令和3年8月 3日（火）
4	質問に対する回答（最終回答日）	令和3年8月10日（火）
5	参加資格審査	令和3年8月上旬
6	参加資格審査結果通知発送	令和3年8月上旬
7	企画提案書及び見積書提出期限	令和3年8月19日（木）
8	企画提案審査（プレゼンテーション審査等）	令和3年8月26日（木）
9	企画提案審査結果通知発送	令和3年8月下旬
10	契約締結	令和3年9月上旬
11	事前準備業務開始	契約締結日の翌日
12	収納代行業業務開始	令和4年3月1日（火）

## 6 参加申込手続

### (1) 申込方法

参加申込書（様式1）及び次の添付書類を郵便又は持参の方法により提出すること。

ただし、出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登録のある者の場合、以下オ～クの添付書類の提出は要しない。

## 【添付書類】

- ア 会社概要**（最新のものとすること。パンフレット等の使用も可とする。）  
商号又は名称、代表者名、設立年月日、法人の沿革、資本金、従業員数、本社所在地、支店・営業所数、本事業を担当する支社・支店・営業所等の名称及び所在地を記載していること。
- イ 直近年度の決算書**（貸借対照表、損益計算書）
- ウ 業務実績一覧**（任意様式）  
現在受託している地方公共団体又は水道事業体が発注した同様の業務の実績を記載すること。また、業務実績一覧には「発注機関名」を記載すること。
- エ 配置予定者一覧表**（任意様式）  
配置予定者ごとに、担当業務やその経験年数、業務に関連する所有資格、主な業務実績等を記載すること。
- オ 納税証明書等**  
参加申込書提出の前3か月以内に発行された証明書で、令和2年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの。
- ① 島根県内に支社・支店・営業所等がない場合（2種類）
- ・消費税及び地方消費税の未納のない証明（写し可）【「様式その3の3」で可】  
※特例猶予を受けている場合は、「様式その1」で可
  - ・社会保険料納入証明書（直近2年分、写し可）  
※本社で納付している場合は、本社を所管している年金事務所が発行するもの
- ② 出雲市内に本社・支社・支店・営業所等がある場合（3種類）
- ・消費税及び地方消費税の未納のない証明（写し可）【「様式その3の3」で可】  
※特例猶予を受けている場合は、「様式その1」で可
  - ・社会保険料納入証明書（直近2年分、写し可）  
※本社で納付している場合は、本社を所管している年金事務所が発行するもの
  - ・出雲市税について滞納のない証明書（原本）
- ※「様式その1」、「様式その3の3」とは、国税庁が定める納税証明書の交付手続きに係る様式を示す。
- カ 法人登記に係る履歴事項全部証明書**  
参加申込書を提出する日から前3か月以内に発行された証明書（写し可）。
- キ 分担金・負担金等に関する誓約書**（様式3）  
出雲市内に本社・支社・支店・営業所等がある場合のみ。
- ク 役員名簿**（様式4）
- ケ 誓約書**（様式5）
- コ 業務連携届出書**（様式6）  
自社単独では収納代行サービスを提供できず、他社との業務連携を必要とする場合に限る。

## （2）提出部数

- 参加申込書類の提出部数は、正本1部、副本1部  
副本は複写可とし、それぞれに見出し（インデックス）を貼付すること。  
なお、参加申込書類は参加申込書に（1）の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名及び提案事業者名を記入すること。

### (3) 申込期間

令和3年7月21日（水）から令和3年8月3日（火）までとする。

持参の場合は、出雲市の休日を定める条例（平成17年出雲市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は事務局まで期間内に必着とする。

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 質問の方法

本プロポーザルについて、質疑のある者は、質問書（様式2）を事務局の電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「出雲市水道事業及び下水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務プロポーザルについての質疑」とすること。必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。なお、電話又は口頭による質疑は受け付けない。

### (2) 受付期間

令和3年7月21日（水）から令和3年8月3日（火）午後5時まで

### (3) 質問に対する回答方法等

令和3年8月10日（火）までに、質問内容及び回答をホームページに掲載する。ただし、質問内容によっては本プロポーザルによる選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 8 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書（様式7）及び下記（1）の添付書類を提出すること。

なお、添付書類には、提出事業者である企業名等の名称を記載しないこと。

### (1) 企画提案書添付書類の作成方法

#### ア 提案事項（任意様式・枚数制限なし）

次のイ①～④に掲げる内容を必ず記載すること。

用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表等については、A3版で折り込むことも可とする。できる限り具体的に提案し、提案内容は平易な文言を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるように留意すること。

#### イ 導入準備・業務運用・業務体制、工程表等（任意様式）

##### ① 導入準備（令和4年2月28日まで）

- (1) コンビニ収納及びスマホ決済収納代行業務の導入準備に関する業務実施体制
- (2) 運用開始までのスケジュール
- (3) 納入通知書作成、上下水道料金システム改修への協力、支援体制

##### ② 業務運用（令和4年3月1日から）

- (1) 利用可能なコンビニエンスストアの本部会社名、店舗数
- (2) 利用可能なスマートフォン決済のアプリケーション名
- (3) 仕様書に掲げる業務の基本的な運用方法
- (4) 収納情報の提供時期、収納金の払込み方法
- (5) 運用に係る本事業への支援体制

### ③ 業務体制

- (1) 収納金の安全性確保、保全対策
- (2) 個人情報保護対策
- (3) セキュリティ対策
- (4) トラブル発生時の対応

### ④ 独自提案等

- (1) 独自の提案、特にアピールできる点等

## (2) 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、下記のとおりとする。

### ア 提出期限

令和3年8月19日（木）

### イ 提出書類

企画提案書（様式7）1部

上記添付書類 正本1部 副本10部

副本は複写可とし、それぞれに見出し（インデックス）を貼付すること。

### ウ 提出方法

郵便又は持参の方法により提出すること。

持参の場合は、出雲市の休日を定める条例（平成17年出雲市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は事務局まで期間内に必着とする。

## (3) 見積書

見積書の提出は、下記のとおりとする。

### ア 様式

見積書（様式8）とし、提出部数は1部とする。

### イ 提出期限

令和3年8月19日（木）

### ウ 封入方法

見積書は次の事項を記載した長形3号の封筒に密封して提出すること。

- ① 業務名
- ② 提出者の住所、商号又は名称、代表者職氏名
- ③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

### エ 提出方法

郵便又は持参の方法により提出すること。

持参の場合は、出雲市の休日を定める条例（平成17年出雲市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は事務局まで期間内に必着とする。

## 9 審査委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、「出雲市水道事業及び下水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務公募型プロポーザル方式審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## 10 審査方法

### (1) 審査の方法

#### ア 参加資格審査

申込者から提出された参加申込書類の審査を行う。

#### イ 企画提案審査（プレゼンテーション審査等）

企画提案書、見積書、プレゼンテーションにより総合的に審査を行う。

### (2) 企画提案審査の進め方

企画提案内容の明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションの順番は企画提案書を受理した順番とする。

#### ① 日時

令和3年8月26日（木）午後（予定）とする。正式な時間は、別途連絡する。  
なお、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、プレゼンテーションはインターネット回線を通じた形式とし、通信ツールはZoom（WEB会議システム）とする。

#### ② 参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、統括責任者及び主に担当する予定の者は必ず参加しなければならない。

#### ③ プレゼンテーションに要する時間

30分以内（説明20分、質疑応答10分）とする。ただし、提案事業者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整する場合がある。

#### ④ プレゼンテーションに要する機材

インターネット通信用に出雲市上下水道局に設置する機材以外は、提案事業者が準備するものとする。

#### ⑤ 評価方法

審査委員会には提案事業者名を開示せず、表1の基準に基づき、企画提案の内容、見積書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価する。

表1 企画提案審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
1. 会社概要	(1) 経営状況	10点
	(2) 受託実績	
2. 導入準備	(1) 導入準備に関する業務実施体制	15点
	(2) 運用開始までのスケジュール	
	(3) 納入通知書作成、システム改修への協力、支援体制	
3. 業務運用	(1) 利用可能なコンビニエンスストアの本部会社名、店舗数	35点
	(2) 利用可能なスマートフォン決済のアプリケーション名	
	(3) 仕様書に掲げる業務の基本的な運用方法	
	(4) 収納情報の提供時期、収納金の払込み方法	
	(5) 運用に係る本事業への支援体制	
4. 業務体制	(1) 収納金の安全性確保、保全対策	30点
	(2) 個人情報保護対策	
	(3) セキュリティ対策	
	(4) トラブル発生時の対応	

5. 独自提案等	独自の提案、特にアピールできる点等	10点
6. 価格	(1) 収納代行業務の実施に向けた導入準備経費	30点
	(2) 月額基本委託料	
	(3) 確報データに基づく収納1件当たりの取扱手数料	
合 計		130点

## 1.1 最優秀提案事業者の選定等

### (1) 最優秀提案事業者選定方法

審査委員会は、企画提案書、見積書、プレゼンテーションの評価を行う。審査委員会の各委員は、表1の基準に基づき企画提案評価及び価格評価を行い、各委員の評価点数の平均点をもって最優秀提案事業者及び次点の事業者を決定する。

また、提案者の評価点数が同点となった場合は、審査委員の合議により決定するものとする。

なお、提案事業者が1者のみの場合でも、審査委員会による審査を行い、平均点が満点の60%（78点）以上の場合は、最優秀提案事業者として決定する。

上記によらず、平均点が満点の60%（78点）未満の場合は、事業者として選定しない。

### (2) 最優秀提案事業者決定後の手続き

本事業は、速やかに最優秀提案事業者と契約交渉を行う。なお、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、最優秀提案事業者と当該業務の仕様書等について交渉を行ったうえで、見積書の提出を求め、その結果により契約を締結する。

また、最優秀提案事業者との交渉の結果、契約締結に至らなかった場合には、次点の事業者と交渉を行うこととする。

## 1.2 審査結果の通知

### (1) 参加資格審査結果

資格審査結果通知書（様式9）により通知する。通知時期は、8月上旬を予定する。なお、参加資格審査結果について、当該通知書の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて本事業に説明を求めることができる。

### (2) 企画提案審査（プレゼンテーション審査等）結果

審査結果は、最優秀提案事業者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に企画提案審査結果通知書（様式10）により通知する。通知時期は、8月下旬を予定する。

また、企画提案審査結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を出雲市及び出雲市上下水道局ホームページに公表する。

- ア 所管課及び業務名
- イ 企画提案者数
- ウ 最優秀提案事業者の名称及び評価点数

## 1.3 参考事項（本事業におけるコンビニ収納の状況）

### (1) 取扱開始

平成13年6月に取扱いを開始し、現在に至る。

### (2) 現在のコンビニ収納対応店舗

- ・ローソン
- ・セブン-イレブン
- ・ファミリーマート
- ・ポプラ
- ・ミニストップ
- ・デイリーヤマザキ
- ・コミュニティストア
- ・MMK設置店

- (3) 直近3年間のコンビニ収納実績件数
  - 平成30年度・・・52,869件/年
  - 令和元年度・・・55,778件/年
  - 令和2年度・・・56,748件/年
- (4) コンビニ収納データ受信方法  
インターネット回線を使用している。
- (5) 使用している上下水道料金システム  
Reams（開発元＝㈱電算）

#### 1.4 その他

##### (1) 費用負担

提案に際して必要となる費用は、提案事業者の負担とする。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止又は延期された場合においても、それまでに要した費用を本事業に請求することはできない。

##### (2) 虚偽の取扱い

参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を講じることがある。

##### (3) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出後の訂正は、本事業から指示があった場合を除き認めない。
- ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- エ 提出された書類は、受託候補者の選定に必要な範囲において複製することがある。

##### (4) 失格事項

次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

- ア 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載があると認められる場合
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った場合
- エ その他失格であると認めるに足る特別の事由がある場合

##### (5) 郵送時のトラブル

郵便の場合で、未着、配達遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず本事業は責任を負わない。

##### (6) 情報公開及び提供の内容、方法等

提出された提案書等について、出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

##### (7) 契約書

出雲市の業務委託契約の標準契約約款を使用する。ただし、契約約款の項目及び内容については、本事業と最優秀提案者との協議で決定する。

##### (8) その他

- ア 参加申込書提出後又は企画提案書提出後（選定後に辞退する場合も含む。）に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

イ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

**15 事務局（問合せ先、提出先、質問の受付先）**

部 署 名：出雲市上下水道局営業総務課料金係 担当：大国（おおぐに）、多々納（たたの）

住 所：〒693-0068 島根県出雲市姫原2丁目9-1

電 話 番 号：0853-21-3511 FAX：0853-22-3988

電子メール：madoguchi@izumo-water.jp